

養子縁組・離縁、認知

届出の種類	届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
養子縁組届	期間なし	養親及び養子 （養子が 15 歳未満 の場合は代諾権者 [法定代理人]）	養親または養子の本籍 地もしくは住所地の市 役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ※証人は成年者 2 人以上必要 ※養親または養子に配偶者が いる場合、その方の同意が 必要 ▪ 養親及び養子の印鑑 （養子が 15 歳未満の場合は 代諾権者の印鑑） （押印は任意） ▪ 家庭裁判所の許可書 （未成年者を養子にする とき。ただし自己または配偶 者の直系卑属を養子にする ときは、不要） ▪ 国民健康保険被保険者証 （加入者のみ） ▪ マイナンバーカード （氏の変更がある方のみ）
養子離縁届	協議 期間なし	養親及び養子 （養子が 15 歳未満 の場合は離縁協議者 [離縁後に法定代理人 となるべき者]）	養親または養子の本籍 地もしくは住所地の市 役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ※証人は成年者 2 人以上必要 ▪ 養親及び養子の印鑑 （養子が 15 歳未満の場合 は離縁協議者の印鑑） （押印は任意） ▪ 国民健康保険被保険者証 （加入者のみ） ▪ マイナンバーカード （氏の変更がある方のみ）

	調停 審判 判決	裁判の確定 または調停 の成立した 日から 10 日以内	申立人	養親または養子の本籍 地もしくは住所地の市 役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 申立人の印鑑 (押印は任意) ▪ 調停調書謄本 (調停離縁) ▪ 審判書謄本と確定証明書 (審判離縁) ▪ 判決謄本と確定証明書 (判決離縁) ▪ マイナンバーカード (氏の変更がある方のみ)
認知届	任意	期間なし	認知する者	認知する者または認知 される者の本籍地もし くは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 認知する者の印鑑 (押印は任意) ▪ 子が成年者の場合はその 承諾書
	審判 判決	裁判の確定 した日から 10 日以内	申立人	認知する者または認知 される者の本籍地もし くは住所地の市役所、 <u>窓口センター</u>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 届書 ▪ 認知する者の印鑑 (押印は任意) ▪ 審判書謄本と確定証明 (審判認知) ▪ 判決謄本と確定証明書 (判決認知)